

給付金の支給の仕組み

訴訟手続

訴えの提起
(国家賠償請求訴訟)

投与・因果関係・
症状
争いあり

投与・因果関係・
症状
争いなし

証拠調べ

裁判所の
所見

和解の成立
投与・因果関係・症状を確認

支払手続

和解調書に基づき
(独)医薬品医療機器総合機構
に支払を請求

症状に応じた支払

症状が進行した場合の追加給付金については、訴訟手続によらず、医師の診断書をもって、直接、(独)医薬品医療機器総合機構に支払を請求。